

税務署からのお知らせ

《記帳・帳簿などの保存制度対象者の拡大について》

事業所得などを有する白色申告の人に対する記帳・帳簿などの保存制度について、平成26年1月から対象となる人が拡大されました(以前の対象者は、白色申告の人のうち前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を越える人です)。

対象者 事業所得、不動産所得または山林所得を生ずべき業務を行うすべての人

※所得税の申告の必要のない人も、記帳・帳簿の保存制度の対象となります。

記帳する内容 売り上げなどの収入金額、仕入れやその他の

必要経費に関する事項を帳簿に記載します。

※記帳は、一つ一つの取引ごとではなく、日々の合計金額のみをまとめて記載するなど、簡易な方法で記載してもよいことになっています。

記帳等の保存 収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

《青色申告をはじめてみませんか》

「青色申告」は、日々の取引を所定の方法により記帳し、その帳簿に基づいて正しい申告をすることで、税金の面でいろいろ有利な特典が受けられる制度です。

《確定申告関係諸用紙の発送について》

確定申告関係諸用紙の発送時期は、1月下旬から2月上旬です。ただし、昨年、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」および相談会場に設置したe-Tax用パソコンを利用して申告した人には、確定申告関係諸用紙の発送に代えて、e-Taxの利用者識別番号や申告に関する事項を記した「お知らせはがき」のみを発送します。なお、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)において、申告書などの様式を提供していますので、ご利用ください。

問 園部税務署(南丹市園部町)
TEL0771-62-0340
(税務課)

こんなときには国民健康保険の手続きを

就職や退職、引越しなどをしたときは、国民健康保険の手続きが必要な場合があります。こんなときは14日以内に市役所国民健康保険の窓口へ届けをしてください。

国民健康保険に加入するとき

こんなとき	手続きに必要なもの
亀岡市に転入してきたとき	印鑑・ほかの市町村の転出証明書・届出人本人を確認できるもの・年金証書
職場の健康保険などをやめたとき 職場の健康保険の被扶養者から外れたとき	印鑑・職場の健康保険の資格喪失証明書または、脱退連絡票・年金証書
子どもが生まれたとき	印鑑・国民健康保険証・通帳
生活保護を受けなくなったとき	印鑑・保護廃止決定通知書

国民健康保険をやめるとき

こんなとき	手続きに必要なもの
亀岡市から転出するとき	印鑑・国民健康保険証
職場の健康保険に加入したとき 職場の健康保険の被扶養者になったとき	印鑑・国民健康保険証・職場の健康保険証(扶養分も含め)
国民健康保険の被保険者が死亡したとき	印鑑・国民健康保険証・死亡を証明するもの・葬祭執行者の通帳
生活保護を受けることになったとき	印鑑・国民健康保険証・保護開始決定通知書

その他の変更があったとき

こんなとき	手続きに必要なもの
退職者医療制度に該当したとき	印鑑・国民健康保険証・年金証書
退職者医療制度に該当しなくなったとき 住所、世帯主、氏名などが変わったとき 世帯が分かれたり、一緒になったとき	印鑑・国民健康保険証
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	印鑑・届出人本人を確認できるもの・使えなくなった国民健康保険証
修学のため、ほかの市町村に住所を定めるとき、また、その修学を終えたとき	印鑑・国民健康保険証・在学証明書(または学生証)

もし国民健康保険への加入手続きが遅れると・・・

保険料は、加入資格が発生した月までさかのぼって納めなければなりません。また、前の保険が切れた日から14日を過ぎると、加入手続きまでの医療費は全額自己負担となりますので、ご注意ください。

問 市役所1階保険医療課(7番窓口) TEL25-5025、FAX25-5021

(保険医療課)

亀岡市臨時福祉給付金～申請期限は1月末日まで～詳しくはTEL25-5093へ